

人工知能を活用した特定健康診査受診率向上事業仕様書（案）

この仕様書は、人工知能を活用した特定健康診査受診率向上事業の実施について、必要な仕様を定める。

1 業務委託の概要及び目的

受託者（以下「乙」という。）が持つソーシャルマーケティング手法及び人工知能を活用し、効果的かつ効率的に受診勧奨を実施することにより、特定健康診査受診率の向上を図り、和歌山市（以下「甲」という。）の和歌山市国民健康保険被保険者の健康の保持・増進及び長期的な医療費の抑制を目的とする。

なお、ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を元に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。

2 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

（1）データ分析業務

甲は、過去5年分の特定健康診査の受診履歴・結果・問診票のデーター式を契約締結後速やかに乙に提出し、乙は、複数自治体の過去の特定健診受診データを元にした機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて、そのデータを分析し、以下の業務の実施を通して効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行う。

ア データの提供方法について

データの提供に当たっては、甲から乙へ総合行政ネットワーク（LGWAN）やセキュリティ便等によりデータの授受を行う。

イ データ分析を可能にするためのデータ加工業務

乙は、甲から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

ウ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

乙はデータ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出し、受診勧奨すべき対象者を特定する。また健康意識等のデータを用いて分析することで、対象者を特徴別に7つ以上のグループに分類したものをリスト形式にして甲に提出する。

エ 受診勧奨対象者の最終決定業務

乙は、ウにより特定した対象者の個別特徴を加味し、除外対象者の情報も反映した上で、通知勧奨の対象者を特定し、最終決定する。

（2）受診勧奨業務

データ分析を元に以下のように効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

ア 対象者

全受診対象者のうち、分析によって介入効果が高いと期待される対象者

イ 対象人数

約 58,000 名想定

ウ 実施時期（予定）

具体的な実施時期については、契約前に甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

No	業務内容	期限
1	契約の締結：甲↔乙	4月1日（水）
2	ハガキ（1回目）の校正：甲↔乙	4月～7月
3	データ提供【令和8年度の分析用】：甲→乙	5月ごろ
4	データ提供【令和7年度の効果測定用】：甲→乙	6月ごろ
5	No5 分析結果及びNo6 効果測定の結果報告：乙→甲	7月ごろ
6	候補者名簿の提出：乙→甲	7月ごろ
7	データ提供【除外対象者等】：甲→乙	発送2～4週間前
8	ハガキ（1回目）送付	8月中旬ごろ
9	ハガキ（2回目）の校正：甲↔乙	9月～10月
10	事業進捗情報報告書の提出	随時
11	候補者名簿の提出：乙→甲	10月
12	データ提供【除外対象者等】：甲→乙	発送2～4週間前
13	ハガキ（2回目）送付	11月中旬
14	特定健康診査全般にわたる広報への助言：乙→甲	12月～令和9年1月
15	データ提供【令和8年度の効果測定用】：甲→乙	令和9年2月ごろ
16	No17 効果測定の結果報告：乙→甲	令和9年3月31日（火）

エ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したもので、人工知能を用いた受診勧奨事業において既に実績があるものを修正して活用する。なお、通知物は7種類以上とする。

通知物に指標等を印字する場合には、甲の同意が得られる指標とすること。同意が得られない場合は、代替案を提示できること。

オ 通知物の印刷

圧着形式のはがきまたはリーフレット、単版はがき形式での通知物の印刷は乙が実施する。

また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報を基に、乙が印刷する。

なお、宛名印字に関しては漢字にて行い、甲が提供した外字ファイルを元に外字変換に対応する。

カ 通知物の校正

通知物の印刷内容、宛先・宛名印字に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。

キ 勧奨対象者の最終決定及び発送

甲から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。送付に係る経費は、本委託の契約金額に含むものとする。また、全件印刷・発送前に必ず甲乙でハガキのサンプルで現物確認を行い、成果物の不適合がないことを確認した上で印刷・発送を行うものとする。

なお、転居等の情報等については、発送時に反映させる。

ク 受診勧奨送付者名簿の作成

受診勧奨通知を送付した者を受診確率の高い者順に並べ、名簿を作成し、甲に納品する。

甲はこれを元に電話勧奨業務を行うため、名簿の項目は氏名、被保険者証番号、受診券整理番号、住所、電話番号、性別、年齢、セグメントを明記し、同一世帯ごとにまとめることができるものとする。

なお、受診勧奨送付者名簿（候補者名簿を含む。）は、宛名情報データを基に作成すること。

ケ サンプル納品

通知物のサンプルに関して乙は、全件印刷前に全種類各1部を甲に対し納品し、現物確認ができるようとする。また校了後、通知物発送前に速やかに、各5部甲に納品を行う。

コ 特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）を用いたデジタル受診勧奨を行うこと。特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）を用いたデジタル受診勧奨の詳細は別紙を参照すること。

（3）勧奨結果の効果検証・報告業務

甲は、当該年度の特定健康診査の受診状況のデーター式を乙に提出し、乙はそのデータを分析・効果検証を行い、報告する。ただし、報告書に記載する結果は、受診勧奨における介入研究で論文を公表している研究者による示唆を踏まえたものとする。

ア 令和8年度受診勧奨対象者ごとの分析結果をまとめ、事業実施内容と合わせて報告書を作成し、令和9年3月末までに、甲に報告する。

イ 甲は、乙に令和8年4月からの受診者データを提供し、乙は受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間および月別の集計を含む）について報告書を作成し、甲に報告する。

ウ 効果検証では、過去の特定健康診査受診結果を踏まえた、経年的な変化を含めるものとする。また、中核市規模の自治体間での比較分析を実施したものであること。

エ 効果検証を基に、それぞれの勧奨通知に対し効果検証を行いながら必要な修正や提案を行い、令和9年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

（4）特定健康診査受診率向上事業全般への助言・提案

ア 甲が別途行う特定健康診査受診率向上事業の印刷物や広報の方法等について、より効果的な内容・実施方法とするため、ナッジ理論に基づいた助言・提案を行う。

イ 納品された受診勧奨送付者名簿に基づき実施した、前年度の電話勧奨結果について、甲乙間で協議した内容に基づく効果検証を実施し、結果を報告するとともに、より効果的な実施方法とするための助言・提案を行う。

ウ 特定健康診査受診率向上のために、乙は厚生労働省が公開している受診率向上ハンドブック等を踏まえて甲の健診環境全体を俯瞰したコンサルティングを実施することにより、甲が定性・定量的な健診環境全体の課題抽出および課題解決に向けた計画策定支援を行う。

4 委託料の支払い

委託料の支払いは、1回払いとする。

乙は、作業が完了次第すみやかに甲に検査を請求し、検査に合格した時は代金の支払いを請求する。

甲は乙が提出する請求書に基づき委託料を支払うものとする。

5 個人情報の取り扱い

乙は、別記「個人情報取扱特記事項」のとおり、業務上知り得た事項について、ほかに漏らし又はこれを利用してはならない。また、第三者に提供及び利用させてはならない。

6 データ及び記録の保管管理

(1) 本事業のデータの種類については、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

ア 特定健康診査等データ CSV

イ 被保険者資格データ CSV

ウ 国保データベースシステム 被保険者管理台帳

エ 外字ファイル (Unicode UTF-16) 和歌山市外字データを提供

(2) 管理責任体制等

ア データの保護、機密保護等に関する整備がなされていること。

イ 管理責任体制が確保されていること。

ウ 管理責任体制について、甲に届出すること

(3) データ管理

ア 磁気テープ、入力帳票等の管理について厳重な管理体制がとられていること。

イ データ等の使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置が設けられていること。

ウ データ等の適切な管理を行うための必要な対策が取られていること。

エ 安全管理措置等の履行状況について、甲に報告すること。

(4) 廃棄の指示

本事業に関連する全ての情報の記録等の廃棄については、甲の指示に従わなければならぬ。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

7 その他の特記事項

(1) 入札後、乙は契約時に次の書類を速やかに甲に提出すること。

ア 過去に中核市規模以上の自治体での人工知能を用いた受診勧奨業務における実績を有するも

の。

- イ 自治体での受診勧奨業務において、5%以上の受診率向上実績を有している資料。
- ウ 自社に在籍する医師等の医療関連専門家及び解析専門家等の分析を行う者を含む体制図（任意様式で可）、資格証等。
- エ データ分析に人工知能を用いていることを証明する資料（本件契約と同種の契約において人工知能を活用した実績内容や、人工知能の特許証など）。
- オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度の認定又は、これと同等以上の資格を取得していること。

- (2) 業務データの受渡しに係る費用については、全て乙の負担とする。
- (3) 甲が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (4) 協議や打ち合わせを実施した際は、乙は速やかに議事録を作成し、甲に提出することとする。
- (5) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (6) 甲が提供する宛名データに関して、乙はそのデータに基づき通知物の発送を行う。この際、転居情報などは、通知物の発送時に全て反映されているものとする。
- (7) 報告書のフォーマットに関しては別途資料として提供するものを基本とする。
- (8) 本業務を実施するに当たっては、労働基準法、和歌山市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。
- (9) 乙はこの仕様書に基づき、甲の指示に従うこと。
- (10) この仕様書に定めた事項について、合理的な理由があると認められる場合は、甲乙協議のうえ変更できるものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

8 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別紙

特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）を用いたデジタル受診勧奨

1 特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）の作成

乙は、受診を促すための特定健診用特設WEBサイト（以下、「ランディングページ」という。）を、甲乙協議の上で作成する。ランディングページは特定健診体制に応じて1ページまたは複数ページを作成し、ページの仕様、URL、ドメインは乙が指定する。

ただし、ドメインに甲の名称を入れると一定期間保持する必要が生じるため、甲の独自又は専用のドメインを作成しないこと。

なお、ランディングページには次の（1）から（6）までの機能を実装すること

（1）Google マップが提供するAPIを活用して受診可能な場所の位置を表示する機能

乙は甲から受領した情報をGoogle マップが提供するAPIに連携する。

（2）携帯電話端末の位置情報機能を利用して、最寄りの受診可能な場所の情報を表示する機能

（3）通知の種類別のTOP画像表示

（4）ランディングページ上での簡易アンケート機能

（5）特定健診会場・医療機関ごとに設定する受診可能な特定健診メニュー等を表すラベルを条件にした検索機能。なお、ラベル情報は乙の指定した形式にて、甲が乙に提供するものとする

（6）（5）の位置情報機能を利用した最寄りの受診可能な場所や特定健診メニュー等を表すラベルや地域名など、複数条件を指定できる検索機能。検索条件となる情報は、甲が乙に提供するものとする

2 ランディングページ等の運用等

ランディングページ及び含まれる機能（上記（1）～（6）を含むがこれに限らない。）は、甲と乙の協議のもと決定する。

ランディングページは乙の開発したCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）にて構築する。構成や機能等はCMS所定の範囲内に限り、CMSに無い機能を使ったランディングページのカスタマイズは行わないものとする。

ランディングページの公開期間は乙が定めた期間に準ずるものとし、期間満了後は原則閉鎖するものとする。

3 デジタル勧奨サービスの環境構築等

乙は、上記1及び2の業務を履行するために、ランディングページのアクセス状況等の分析等に必要なシステムの環境構築も乙が行うこととする。

なお、乙は、ランディングページのアクセス状況等を取得し、当該情報等を、委託業務の範囲において、甲の受診勧奨の効果向上のために活用することができる。

4 メンテナンスの実施

乙は、必要に応じて定期的及び緊急対処の必要があると乙が判断した場合の緊急的なメンテナンス

を実施することができる。この場合、該当サービスの稼働を予告なく一時的に停止する場合がある。

このほか、サーバー、ドメイン等の外部サービス利用におけるメンテナンス、障害またはサービス停止等の乙の責に帰さない事由に対して、乙は甲に対して責任を負わないものとする。

5 通知物への掲載

通知物（受診勧奨用資材）は、ソーシャルマーケティング手法を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なデザイン及びメッセージを甲の実態に即した内容に修正して作成する。また、乙はランディングページへ遷移するURL又は二次元コードを通知物に記載する。甲は、乙から提供を受けたランディングページへ遷移するURL又は二次元コードを特定健康診査の受診勧奨のための広報に活用することができる。

6 アクセスデータの集計

乙はランディングページへのアクセスデータを集計し甲へ報告する。集計するデータは、通知の種類別に集計すること。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、人工知能を活用した特定健康診査受診率向上事業に関する業務について次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、人工知能を活用した特定健康診査受診率向上事業に関する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は別紙仕様書に基づきこれを受託するものとする。

2 前項の規定による仕様書を明記されていない事項については、甲乙両者が協議して定める。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円分を含む）とする。

（権利業務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰すことができない理由により契約期間内に委託業務を完了できないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならぬ。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延賠償金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中に委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

(4) 正当な事由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいざれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第19条 甲は、第12条の確認後であっても、完成した成果物が種類、品質若しくは数量に関して契約

の内容に適合しない場合、その不適合のない成果物の再製作を乙に対し、請求することができる。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾花 正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合

又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。